

令和4年度 軽自動車税 税額表

■原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税 額	参考) 平成 27 年度まで
原動機付自転車	総排気量 50 cc以下 (定格出力 0.6kw 以下)	2,000 円	1,000 円
	総排気量 50 cc超 90cc 以下 (定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下)	2,000 円	1,200 円
	総排気量 90 cc超 125cc 以下 (定格出力 0.8kw 超 1.0kw 以下)	2,400 円	1,600 円
	ミニカー (三輪以上で 20cc 超 50cc 以下) (定格出力 0.25kw 超 0.6kw 以下)	3,700 円	2,500 円
小型特殊	農耕作業用※ (最高速度 35km/h 未満)	2,400 円	1,600 円
	その他 (最高速度 15km/h 以下)	5,900 円	4,700 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下 (側車付を含む)	3,600 円	2,400 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円	4,000 円

※農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 (要証明書提出) で、乗車装置を備え、最高速度 35km/h 未満のもの

令和元年 12 月 25 日からけん引式農耕作業用トレーラが軽自動車税 (種別割) の対象となりました (農耕作業用トレーラ 農耕トラクタのみにけん引され、肥料・薬剤の産婦、耕うん、収穫などの農耕作業や農耕機械の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車 例) マニユアスプレッダ、スプレーヤ、ロールベラー、トレーラなど)。

■四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分		税 額			
		平成 27 年 3 月 31 日以前新規登録	平成 27 年 4 月 1 日以降新規登録	新規登録後 13 年超 (H21.3 以前の新規登録)	
三輪	50cc 超 660cc 以下	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※令和4年度に新規登録後13年を超えるのは、初度検査年月が平成21年3月以前の新規登録車両

■グリーン化特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初めて新規登録された軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、初年度課税分に限り軽自動車税を軽減する。

車種区分		標準税額	軽減後税額			
			25%軽減※	50%軽減※	75%軽減※	
三 輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800 円	-	-	2,700 円
		営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	貨物	自家用	5,000 円	-	-	1,300 円
		営業用	3,800 円	-	-	1,000 円

※各軽課条件

対象車		内容	
電気自動車・天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%以上低減)		概ね 75%軽減	
ガソリン車・ハイブリッド車	乗用営業用	2020 年度燃費基準達成かつ 2030 年度燃費基準 90%達成	概ね 50%軽減
		2020 年度燃費基準達成かつ 2030 年度燃費基準 70%達成	概ね 25%軽減